

新潟県魚沼基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第6号

新潟県魚沼基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県魚沼基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（取得価額）</p> <p>第130条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外のもの <u>公正な評価額</u></p> <p>（無償譲受け）</p> <p>第133条 福祉保健部長は、固定資産を無償で譲り受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により決定しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>公正な評価額</u>（無形固定資産を除く。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（償却資産）</p> <p>第141条 固定資産のうち、次に掲げる資産を除く資産を償却資産とし、毎事業年度減価償却を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>投資その他の資産（長期前払消費税を除く。）</u></p> <p>（償却方法等）</p> <p>第143条 (略)</p> <p>2 減価償却の整理については、有形固定資産は間接法、<u>無形固定資産及び長期前払消費税</u>は直接法によるものとする。</p> <p>第144条 <u>削除</u></p>	<p>（取得価額）</p> <p>第130条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外のもの <u>適正な見積価額</u></p> <p>（無償譲受け）</p> <p>第133条 福祉保健部長は、固定資産を無償で譲り受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により決定しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>見積価額</u>（無形固定資産を除く。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（償却資産）</p> <p>第141条 固定資産のうち、次に掲げる資産を除く資産を償却資産とし、毎事業年度減価償却を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資</p> <p>（償却方法等）</p> <p>第143条 (略)</p> <p>2 減価償却の整理については、有形固定資産は間接法、無形固定資産は直接法によるものとする。</p> <p>（償却の特例）</p> <p>第144条 <u>有形固定資産及び無形固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助</u></p>

金等」という。)をもって取得したものについては、当該資産の取得価額からその補助金等に相当する金額を控除した金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を帳簿原価又は帳簿価額とみなして、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第8条第1項及び第9条第1項の規定により減価償却額を算出するものとする。

(整理事項)

第152条 福祉保健課長は、毎事業年度末において決算整理事項として次の手続をしなければならない。

- (1) 棚卸しに基づく棚卸資産の修正
- (2) (略)
- (3) 繰延収益の償却
- (4) 資産の評価
- (5)～(7) (略)

(決算書類の提出)

第154条 福祉保健課長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、福祉保健部長に提出しなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

- (1)～(6) (略)
- (7) キャッシュ・フロー計算書
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)

別表第1（第6条関係）

(1) 収入原因行為専決区分

専決区分	副知事	部局長	課長
費目			
(収益的収入)			
医業外収益	(略)		(略)
	負担金交付金		(略)
	長期前受金戻入		○
	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 支出負担行為専決区分

専決区分	副知事	部局長	課長	室長等
費目				

(整理事項)

第152条 福祉保健課長は、毎事業年度末において決算整理事項として次の手続をしなければならない。

- (1) たな卸しに基づくたな卸資産の修正
- (2) (略)
- (3) 繰延資産の償却
- (4) 退職給与引当金及び修繕引当金の計上
- (5)～(7) (略)

(決算書類の提出)

第154条 福祉保健課長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、福祉保健部長に提出しなければならない。

- (1)～(6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)

別表第1（第6条関係）

(1) 収入原因行為専決区分

専決区分	副知事	部局長	課長
費目			
(収益的収入)			
医業外収益	(略)		(略)
	負担金交付金		(略)
	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 支出負担行為専決区分

専決区分	副知事	部局長	課長	室長等
費目				

(収益的支出)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特別損失	(略)	(略)	(略)		
	固定資産除却費	(略)	(略)		
	減損損失	1,000万円以上2,000万円未満	1,000万円未満		
(資本的支出)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
建設諸経費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
リース債務支払額		3,000万円以上7,000万円未満	500万円以上3,000万円未満	500万円未満	
(略)			(略)	(略)	

(3) (略)
注 (略)

別表第2 (第24条関係)
魚沼基幹病院事業会計勘定科目
資 産

固定資産

款	項	目	節	備 考
有形固定資産	(略)			(略)
	建物減価償却累計額			
	建物減損損失累計額			建物に対する減損損失累計額
	(略)			(略)
	器械備品減価償却累計額			
	器械備品減損損失累計額			器械備品に対する減損損失累計額

(収益的支出)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特別損失	(略)	(略)	(略)		
	固定資産除却費	(略)	(略)		
(資本的支出)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
建設諸経費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				(略)	(略)

(3) (略)
注 (略)

別表第2 (第24条関係)
魚沼基幹病院事業会計勘定科目
資 産

固定資産

款	項	目	節	備 考
有形固定資産	(略)			(略)
	建物減価償却累計額			
	(略)			(略)
	器械備品減価償却累計額			

流動資産

款	項	目	節	備考
現金・ 預金				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

流動資産

款	項	目	節	備考
現金預 金				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

繰延勘定

款	項	目	節	備考
繰延勘 定				企業債発行 差金、退職 給与金、試 験研究費、 災害損失及 び控除対象 外消費税額

負債

負債

固定負債

款	項	目	節	備考
企業債				
	建設改 良費等 の財源 に充て るため の企業 債			建設改良費 等（建設若 しくは改良 に要する経 費又は地方 債に関する 省令（平成 18年総務省 令第54号） 第12条に規 定する公営 企業の建設 又は改良に 要する経費 に準ずる経 費をいう。 以下同じ。） の財源に充 てるために 起こした企 業債（1年 内に償還期 限の到来す るものを除 く。）
	その他 の企業 債			建設改良費 等以外の財 源に充てる ために起こ した企業債 （1年内に

固定負債

款	項	目	節	備考
企業債				
				固定資産の 取得以外に 充てるため に発行する 企業債で貸 借対照日か ら起算して 1年以上の もの

他会計 借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金			償還期限の到来するものを除く。）
	その他の長期借入金			建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。） 建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）
リース債務				ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）
(略)				
流動負債				
款	項	目	節	備考
一時借入金	(略)			(略)
企業債	建設改			1年以内に償

他会計 借入金				固定資産の取得以外に充てるための他会計からの借入金で貸借対照日から起算して1年以上のもの
引当金	退職給与引当金 修繕引当金			
(略)				
流動負債				
款	項	目	節	備考
一時借入金	(略)			(略)

	良費等の財源に充てるための企業債			還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために起こした企業債				
	その他の企業債			1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために起こした企業債				
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金			1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金				
	その他の長期借入金			1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金				
リース債務				1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務				
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
繰延収益								
款	項	目	節	備考				
長期前受金				償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金				

				その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金金額
長期前受金収益化累計額				

資 本

資本金

款	項	目	節	備 考
<u>資本金</u>				事業開始のときに確定した <u>資本金</u> 及び投下された <u>資本金</u>

剰余金

款	項	目	節	備 考
---	---	---	---	-----

資 本

資本金

款	項	目	節	備 考
<u>自己資本</u>				事業開始のときに確定した <u>自己資本</u> 及び投下された <u>自己資本</u>
借入金 本金	企業債			固定資産の取得に充てるための企業債
	他会計 借入金			固定資産の取得に充てるための他会計からの借入金

剰余金

款	項	目	節	備 考
---	---	---	---	-----

資本剰余金	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略) 受贈財産評価額			(略) 償却資産以外の固定資産の寄附その他の受贈財産の評価額
	寄附金			(略) 償却資産以外の固定資産の取得資金又は改良資金としての寄附金
	補助金			(略) 償却資産以外の固定資産の取得に対する国庫等の補助金
	負担金交付金			(略) 償却資産以外の固定資産の取得資金としての他会計の負担金
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

資本剰余金	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略) 受贈財産評価額			(略) 寄付その他の受贈財産の評価額
	寄付金			(略) 固定資産の取得資金としての寄付金
	補助金			(略) 固定資産の取得に対する国庫等の補助金
	負担金交付金			(略) 固定資産の取得資金としての他会計の負担金
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

収 益

款	項	目	節	備 考
病院事業収益	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略) 医業外収益	(略)	(略)	(略)
		(略) 負担金交付金	(略)	(略)
		長期前受金戻入		地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち医業外収益

収 益

款	項	目	節	備 考
病院事業収益	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略) 医業外収益	(略)	(略)	(略)
		(略) 負担金交付金	(略)	(略)

			として整理するもの
特別利益	(略)	(略)	(略)
	(略)	他会計繰入金	損益勘定の補填を目的とする繰入金のうち特別利益として処理するもの
	(略)		

特別利益	(略)	(略)	(略)
	(略)	他会計繰入金	損益勘定の補てんを目的とする繰入金のうち特別利益として処理するもの
	(略)		

費用

款	項	目	節	備考
病院事業費用	医業費用	(略)	(略)	(略)
		有形固定資産減価償却費	(略)	
			器械備品減価償却費	
			リース資産減価償却費	
			その他有形固定資産減価償却費	
		無形固定資産減価償却費	リース資産減価償却費	
			その他無形固定資産減価償却費	

費用

款	項	目	節	備考
病院事業費用	医業費用	(略)	(略)	(略)
		減価償却費	(略)	
			器械備品減価償却費	
			その他有形固定資産減価償却費	
			無形固定資産減価償却費	

(経過措置)

- 2 改正後の新潟県魚沼基幹病院事業財務規則の規定は、平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度以前の事業年度については、なお従前の例による。